

令和6年第3回養老町定例会会議録

令和6年第3回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和6年9月5日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 令和5年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 令和5年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和5年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和5年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和5年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和5年度養老町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和5年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和5年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 令和5年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第10号 令和5年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第14 認定第11号 令和5年度養老町公共下水道事業会計決算認定について
- 日程第15 選任第6号 決算特別委員会委員の選任について
- 日程第16 議案第40号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第41号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 同意第5号 教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第19 同意第6号 教育委員会委員の任命同意について

日程第20 議案第42号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第4号）

日程第21 議案第43号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第44号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 北 倉 義 博

○出 席 議 員

1 番	佐 野 伸 也	2 番	大 橋 みち子
3 番	西 脇 康	4 番	清 水 由美子
5 番	北 倉 義 博	6 番	岩 永 義 仁
7 番	吉 田 太 郎	8 番	早 崎 百合子
9 番	野 村 永 一	10 番	松 永 民 夫
11 番	水 谷 久美子		

○欠 席 議 員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
総務部総務課長	近 藤 晴 彦	総 務 部 企 画 財 政 課 長	中 島 和 哉
総務部税務課長	永 嶺 早 苗	住 民 福 祉 部 長	近 藤 真 由 美
住 民 福 祉 部 住 民 環 境 課 長	伊 藤 め ぐ み	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	藤 田 勝 彦
住 民 福 祉 部 子 ども 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	大 倉 修
産 業 建 設 部 参 事 兼 産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修	産 業 建 設 部 建 設 課 長	吉 村 和 人
産 業 建 設 部 長 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 会 長 事 務 局 長	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 会 長 教 育 総 務 課 長	尾 前 眞 理
教 育 委 員 会 会 長 生 涯 学 習 課 長	西 脇 直 樹	消 防 長	大 倉 巧

消 防 次 長 兼
消 防 総 務 課 長

古 川 博 規

消 防 課 長

玉 井 洋 祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

高 橋 正 人

議 会 事 務 局 書 記

國 枝 利 法

(開会時間 午前9時30分)

○議長(北倉義博君) おはようございます。

令和6年第3回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いいたします。後段のほうの御唱和をよろしくをお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(北倉義博君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場の1階ロビーのモニターで放送する予定でしたが、本日は機器の調子が悪いため、ライブ中継はできておりません。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和6年第3回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君を指名します。

○議長(北倉義博君) 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、8月30日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 吉田太郎君。

○議会運営委員長(吉田太郎君) 議会運営委員会報告をします。

8月30日午前9時30分より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第3回養老町議会定例会の運営日時であります。

会期は、9月5日木曜日から9月20日金曜日までの16日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定しました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、

7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、またユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継すること。このほか、委員長報告、議員一般質問、町長の発言及び答弁は演台で行い、議員質疑は着座のまま自席で行うこと。町長を除く執行部の発言については、提案理由補足説明、議員質疑初回答弁、一般質問及び再質問等の初回答弁は演台で行い、初回答弁を行った後の再質問、再々質問は着座のまま自席で行う、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目、9月19日木曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことを決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、令和5年度一般会計、特別会計及び事業会計の決算認定11件、条例の一部改正2件、人事案件2件、令和6年度一般会計及び特別会計の補正予算3件、以上の計18件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに日程第4、令和5年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、令和5年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの11議案については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、決算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、委員を選任することとし、これらの付議事件の審査を委員会に付託し、休会中に審査を願うこと。また、この決算特別委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することとし、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経た後、採決を行うこと。

次に、日程第16、養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第17、養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての2議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受け、各委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第18、教育委員会教育長の任命同意についてと日程第19、教育委員会委員の任命同意についての2議案については、人事案件につき、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略することとし、採決を行うこと。

次に、日程第20、令和6年度養老町一般会計補正予算（第4号）から日程第22、令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の3議案については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第4、令和5年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、令和5年度養老町公共下水道事業会計決算認定に

ついでまでの計11件の議案の審査を付託する決算特別委員会の開催は、9月11日水曜日及び12日の2日間とし、それぞれ午前9時30分から開催されるよう決算特別委員会委員長へ要請すること。

次に、日程第16、養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてと日程第17、養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての2議案の審査の付託先である総務民生委員会は、9月9日月曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員会委員長に要請すること。

最後に、日程第20、令和6年度養老町一般会計補正予算（第4号）から日程第22、令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の3議案の審査の付託先である予算特別委員会は、9月9日月曜日午後1時30分から開催するよう予算特別委員会委員長に要請すること。以上のとおり決定しました。

以上をもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、9月5日から9月20日までの16日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日9月5日から9月20日までの16日間と決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程等については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年度6、7月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 皆さん、おはようございます。

本日は令和6年第3回養老町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変御多用の中、御出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず初めに、全国で記録的な大雨をもたらしました台風10号でございますが、先月29日に九州に上陸した後、東に向かって、ちょっと表現はともあれ、ジョギング程度のゆっくりとしたスピードで四国を横断し、31日ようやく紀伊半島沖に至り、今月1日になって熱帯低気圧に変化いたしました。その間、大雨が続き、西日本から東日本の広範

困に甚大な被害が発生しております。

養老町におきましても31日未明に大雨洪水警報が発令され、災害対策本部を設置して対応してまいりました。その際には、議長、副議長にも颯爽と駆けつけていただきました。ありがとうございました。

高田、養老、上多度、多芸西部、室原地区のうちで合わせて43区、3,310世帯8,022人に警戒レベル4避難指示、また日吉地区の別庄区におきまして、46世帯111人に警戒レベル3高齢者避難指示を発令する事態となりました。

今月2日には、31日の現地調査員を職員で派遣し、被害状況の確認と浸水した地区での消毒作業を実施しておりますが、現在までに把握できている被害状況といたしましては室原地区、上多度地区、多芸西部地区で床下浸水があったほか、小畑川左岸堤防の一部が崩落し、橋爪アンダーパスの自動車の水没など被害が発生しております。

こうした被害等に町民の皆様には今しばらく御不便をおかけすることとなりますが、町といたしましても被災住宅の応急修繕等の相談窓口を設置し、県をはじめ関係機関とも協議しながら、被災された方に寄り添った対応を早急を実施しておりますので、御理解をお願いいたしますと思います。

そして、当町をはじめ全国の被害に遭われました皆様におかれましても心よりお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々の御遺族に対しまして心より哀悼の誠をささげたいと存じます。

また、先月8日木曜日に午後4時42分、宮崎県南部で巨大地震震度6弱を観測する地震がございました。気象庁をはじめ南海トラフ巨大地震への注意が必要だと、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表されたわけでございます。平常時に比べ発生可能性が高まるとされた1週間の中に巨大地震が起こることはございませんでしたが、南海トラフ巨大地震の震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間と長い予測もされており、起きた場合の構造物への影響も深刻だと考えられております。

本町といたしましても大雨や地震の備えに対して再確認を行うとともに、有事の際の最悪な事態に陥ることがないように、避けるような地域づくり、国土強靱化にも努めてまいりたいと考えております。

このように各地で大雨や地震など警戒が強まる中、災害発生時に迅速な対応を行えるよう、先月25日日曜日でありましたけれども、日吉小学校におきまして日吉・室原地区を対象としました防災訓練を実施しております。清流の国ぎふ防災・減災センターや、町女性防火クラブをはじめ陸上自衛隊や養老警察署等、関係機関の協力を得て実施しております。

さらには、今月1日日曜日でありまして、台風の直後だったということではありましたが、地震の際の安全確保行動を身につけるためのシェイクアウト訓練も実施しております。

こうした取組により防災意識の高揚を図るとともに、地域防災力の強化を図りながら町民の皆様の生命と財産を守っていきたいと考えております。

次に、町制70周年記念事業では、先月31日土曜日でありますけれども、養老公園第3駐車場特設会場におきまして養老薪能の開催を予定しておりました。しかし、台風10号の影響によりまして早々と中止を決定したわけでございます。

養老町制施行70周年の節目を町民の皆様と一緒に祝福するにふさわしい機会になると考えておりましたので、大変残念ではございますが、来場者の皆様の安全を最優先に考えた結果ですので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

今回の養老町制70周年記念事業といたしましては、この9月14日土曜日に役場正面玄関駐車場におきまして軽トラSDGsマルシェを、また来月19日、20日と2日間にわたって町総合体育館多目的広場をメイン会場として養老フェスタを開催いたします。

また、冠事業では、今月の28日土曜日に町社会福祉協議会の協力による養老町社会福祉大会なども開催されます。こちらもぜひ来場していただければというふうに思っております。

このほか、令和2年度の新型コロナウイルス感染症拡大以来、オンライン等の交流にとどまっておりました友好都市でありますドイツ・バッドゾーデン市との交流団の派遣及び受入れが今年度より再開されました。ドイツのスポーツ交流団7名が8月7日から18日までの12日間にわたって養老町に滞在し、スポーツ交流や文化体験を通じまして両市町の友好が深められている姿を見て、改めてコロナが落ち着き、本格的な日常が取り戻されているということを実感しているところでございます。

ただ、円安による個人消費の低迷や物価高騰による家計への負担、また米不足などいまだに続いておりますので、町といたしましても国の動向を注視しながら効果的な施策を検討、実行していきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御理解を切にお願い申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度の一般会計、特別会計、企業会計の決算認定が11件のほか、条例の一部改正が2件、人事案件が2件、一般会計、特別会計の補正予算関連諸議案が3件、合わせて18の議案がございまして、よろしく御審議お願い申し上げます。冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第4、認定第1号 令和5年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第14、認定第11号 令和5年度養老町公共下水道事業会計決算認定についてまでの計11議案を一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 認定第1号から認定第11号まで、ただいま上程賜りました認定第1号 令和5年度養老町一般会計歳入歳出決算認定から認定第11号 令和5年度養老町公共下水道事業会計決算認定まで、その概要を順次説明させていただきます。

初めに、11ページの一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額131億4,405万9,000円、歳出総額121億3,621万円で、歳入歳出差引額10億784万9,000円となっておりますが、このうち翌年度へ繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は9億8,838万2,000円となりました。前年度に比べ歳入は2億5,996万7,000円の減、歳出は2億6,034万6,000円の減でございます。

1ページ、2ページを御覧いただきたいと存じます。

歳入のうち、主なものについて御説明申し上げます。

一般財源である款1町税につきましては、町民税及び固定資産税の減収などにより、対前年度3,086万3,000円減の34億9,857万3,000円で減収となりました。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

款10地方交付税についてでございます。対前年度6,342万3,000円増の26億8,855万2,000円となりました。

款14国庫支出金につきましては、電力・ガス・食料等の価格高騰緊急支援給付事業補助金の皆減などにより、対前年度1億4,863万9,000円減の15億1,745万9,000円となりました。

次に、款15県支出金につきましては、対前年度3,265万9,000円減の8億5,361万3,000円となりました。

次に、款17寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が減少したことなどにより、対前年度4,581万3,000円減の10億8,607万円となりました。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

款21町債についてでございますが、地方債につきましては地方道路等整備事業債、臨時財政対策債などであり、対前年度61万9,000円減の3億3,166万3,000円となりました。

次に、調定額につきましては4,151万3,000円を不納欠損処分しましたが、このうち町税は4,144万5,000円、使用料は6万8,000円となり、不納欠損全体といたしましては、対前年度2,158万9,000円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料などで1億7,421万円でございます。そのうち町税が1億3,375万4,000円で、収入未済額全体といたしましては、対前年度3,354万3,000円減となりました。財源の確保と公平性を見地から、引き続き徴収の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、7ページから順に10ページまでを御覧いただきたいと存じます。

歳出についてでございますが、目的別に構成比の高い経費から見ますと、款3民生費

で39億7,290万8,000円、構成比32.7%、款2総務費で24億4,839万7,000円、20.2%、款4衛生費で12億468万7,000円、9.9%となっております。

また、主な事業といたしましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、小学校校舎等施設整備事業などでございます。

以上が一般会計の決算の概要についてでございます。

続きまして、122ページを御覧いただきたいと思っております。

次に、国民健康保険特別会計についてでございます。

歳入総額38億4,596万1,000、歳出総額31億9,217万7,000円、歳入歳出差引額6億5,378万4,000円となりました。

歳入につきましては、県支出金等の減額により、前年度に比べ7,950万9,000円の減となっております。

国民健康保険税につきましては5億9,588万2,000円で、前年度に比べ3,898万7,000円の減となりました。また、不納欠損額では2,570万7,000円、収入未済額は1億587万5,000円でございます。町税と同様に、できるだけ少なくなるよう努めてまいりたいと思っております。

歳出につきましては、保険給付費の減額等により、前年度に比べ9,204万9,000円の減となりました。

次に、147ページを御覧ください。

簡易水道特別会計でございます。

歳入総額6,674万4,000円、歳出総額1,421万4,000円、歳入歳出差引額5,253万円となりました。

歳入につきましては、簡易水道施設整備基金からの繰入れを行わなかったことにより、前年度に比べ3,608万円の減となりました。

歳出につきましては、上水道事業会計への繰出しを行わなかったことにより、前年度に比べ4,950万6,000円の減となりました。

次に、156ページを御覧いただきたいと思っております。

町立の食肉事業センター特別会計でございます。

歳入総額1億5,212万円、歳出総額1億4,643万8,000円、歳入歳出差引額568万2,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ5,715万7,000円減となり、歳入のうち事業収入につきましては5,660万3,000円で、牛及び豚のと蓄頭数の減少に伴い、前年度に比べ1,233万1,000円の減となりました。

歳出につきましては、電気料の支出やと殺作業で発生する残渣物、また廃棄物などの処理に係る委託料の減少により5,783万9,000円の減となりました。

次に、165ページを御覧ください。

住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

歳入総額7,378万7,000円、歳出総額46万6,000円、歳入歳出差引額7,332万1,000円となり、主に貸付金の元利収入をもって公債費の償還を行っているものであり、法的措置につきましても順次進めております。

次に、174ページを御覧ください。

農業集落排水事業特別会計でございます。

歳入総額4,078万3,000円、歳出総額3,011万4,000円、歳入歳出差引額1,066万9,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ243万3,000円の増となり、歳入のうち農業集落排水使用料は717万1,000円で、また不納欠損額はなく、収入未済額は65万円でございます。

歳出につきましては、令和6年3月31日をもって地方公営企業法の適用に伴う打ち切り決算を行ったことにより、令和5年度に支出すべき金額が864万9,000円を特例的支出として下水道事業会計に引き継いだため、前年度に比べ645万円減となりました。

次に、185ページを御覧ください。

介護保険事業特別会計についてでございます。

歳入総額32億4,163万6,000円、歳出総額29億6,454万4,000円、歳入歳出差引額2億7,709万2,000円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ1億620万7,000円の増となり、歳入のうち介護保険料は7億756万8,000円で、前年度に比べ372万2,000円の増でございます。

また、不納欠損額は262万円で、収入未済額は560万7,000円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べ1億6,891万2,000円の増となり、歳出のうち保険給付費は27億5,650万9,000円で、前年度に比べ1億5,341万9,000円の増となりました。

次に、214ページを御覧ください。

介護サービス事業特別会計についてでございます。

歳入総額2,022万4,000円、歳出総額1,901万9,000円、歳入歳出差引額120万5,000円となりました。

続きまして、223ページを御覧いただきたいと存じます。

後期高齢者医療特別会計についてでございます。

歳入総額4億3,566万3,000円、歳出総額4億3,038万3,000円、歳入歳出差引額528万円となりました。

歳入につきましては、前年度に比べ2,963万7,000円の増となり、歳入のうち後期高齢者医療保険料は前年度に比べ1,742万1,000円増の3億780万9,000円で、不納欠損額は14万5,000円、収入未済額は194万円でございます。

歳出につきましては、前年度に比べ3,767万円の増となっております。

次に、上水道事業会計の利益剰余金の処分について説明をさせていただきます。

別添、令和5年度養老町公営企業会計の決算書、上水道の部分の8ページを御覧ください。

上水道事業会計の未処分利益剰余金4億7,878万6,634円のうち3,414万4,461円を減債積立金に積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、上水道事業決算についてでございます。

お戻りいただきまして、1ページ、2ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、いわゆる3条会計についてでございます。

収入の第1款水道事業収益の決算総額は4億3,679万8,000円となり、支出の第1款水道事業費用の決算総額は4億741万5,000円となりました。

次に、3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計についてでございます。

収入の第1款資本的収入の決算総額は2億1,327万5,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は1億6,963万円となりました。

最後に、公共下水道事業会計についてでございます。

決算書の31ページ、32ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の3条会計につきましては、収入の第1款下水道事業収益の決算総額は4億417万円となり、支出の第1款下水道事業費用の決算総額は3億2,371万6,000円となりました。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の4条会計についてでございます。

収入の第1款資本的収入の決算総額は8,893万9,000円となり、支出の第1款資本的支出の決算総額は1億8,521万2,000円となりました。

以上で、一括上程されました認定第1号から認定第11号までの決算の認定の概要説明とさせていただきます。

なお、一般会計の詳細と財政健全化に関する指標である健全化判断比率、資金不足比率などにつきましては、総務部長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、まず一般会計について補足説明をさせていただきます。

5、6ページを御覧ください。

歳入につきましては、収入済額131億4,405万9,373円、前年度に比べ2億6,034万5,378円の減でございます。

1、2ページを御覧ください。

最初に、一般財源であります款1町税につきましては、主に町民税、固定資産税が減収となったことにより、対前年度3,806万2,914円減の34億9,857万2,949円となりました。

そのほかの一般財源であります款5株式等譲渡所得割交付金は、対前年度1,145万9,000円増の2,579万7,000円となりました。

3、4ページを御覧ください。

款10地方交付税につきましては、対前年度6,342万3,000円増の26億8,855万2,000円となりました。

次に、款14国庫支出金につきましては、対前年度1億4,863万9,474円減の15億1,745万8,963円で、主に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費補助金の皆減や新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の減少に伴う減でございます。内訳としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億8,049万6,223円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,418万7,975円、デジタル田園都市国家構想推進交付金1億3,589万5,375円などがございます。

次に、款15県支出金につきましては、対前年度3,265万9,398円減の8億5,361万2,679円で、(県単)岐阜県子育て世帯負担軽減給付金給付事業費補助金の皆減などにより減少しました。内訳としましては、多面的機能支払交付金事業補助金9,117万8,325円、福祉医療費補助金8,876万8,000円などがございます。

次に、款17寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金が減少したことなどにより、対前年度4,581万2,947円減の10億8,606万9,723円となりました。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金の繰入れなどに伴い、対前年度5,555万1,158円増の5億5,124万158円で、内訳といたしましては、ふるさと応援基金繰入金4億、財政調整基金繰入金1億5,000万円などがございます。

5、6ページを御覧ください。

次に、地方債である款21町債につきましては、対前年度61万9,000円減の3億3,166万3,000円で、内訳といたしましては、地方道路等整備事業債8,450万円、臨時財政対策債6,016万3,000円、消防自動車購入事業債2,240万円などがございます。

次に、歳入の調定額のうち4,151万3,367円を不納欠損処分しましたが、この内訳は、町税4,144万5,004円、清掃使用料3万3,363円、教育総務使用料3万5,000円でございます。

不納欠損額につきましては、前年度に比べ2,158万9,388円の増でございます。

また、収入未済額につきましては、町税、使用料、手数料、雑入で1億7,420万9,611円でございます。そのうち町税が1億3,375万3,673円で、収入未済額全体では、前年度に比べ3,354万2,840円の減となっております。

9、10ページを御覧ください。

次に、歳出の支出済額につきましては121億3,621万187円となり、前年度に比べ2億

5,996万6,712円の減でございます。

歳出の主なものといたしましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業2億7,179万750円、物価高騰に伴う低所得世帯支援事業2億4,014万7,272円、小学校校舎等施設整備事業9,489万9,458円などがございます。

また、翌年度繰越額は、繰越明許費が1億4,501万6,000円で、そのうち一般財源については1,946万7,000円でございます。

続きまして、別途配付してございます養老町の普通会計における財政指標について説明させていただきます。こちらは、確定数値ではなく速報数値となります。

17番の経常収支比率につきましては、前年度に比べ2.0ポイント増加し、87.7%となりました。これは、町税等の減少に伴う経常的一般財源等の減少と、物件費や公債費の増加に伴う経常的経費の増加によるものです。

次に、19番の普通会計の地方債現在高は、臨時財政対策債の借入額が減少したこともあり、前年度に比べ6億5,775万4,000円減の99億5,855万3,000円となりました。

続いて、健全化判断比率及び資金不足比率について説明させていただきます。

健全化判断比率のうち、25番の実質赤字比率及び26番の連結実質赤字比率につきましては、赤字が生じていないため、比率は算出されませんでした。

27番の実質公債比率は、前年度から0.4ポイント増の8.2%、28番の将来負担比率は5.2ポイント減の32.6%となり、指標としては特に問題のない数値となっております。

資金不足比率については、算定対象となる簡易水道特別会計、食肉事業センター特別会計、農業集落排水事業特別会計、上水道事業会計、公共下水道事業会計の全てについて資金不足が生じていないため、比率は算出されませんでした。

以上で、一般会計決算の補足説明及び健全化判断比率、資金不足比率の報告とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は決算特別委員会を設置し、その委員会に審査を付託したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 令和5年度予算は、第7代養老町長に就任された川地町長におかれましては初めての予算編成であり、令和5年度は予算編成の集大成だと考えています。

令和5年度の施政方針では、予算編成に当たって企業誘致、子育て支援の充実、健全

財政の維持、SDGsの推進を通しての地方創生のまちづくりの4つの政策目標を掲げられ、予算を充当されてきました。この4つの政策目標における御自身の成果や課題への評価をお尋ねいたします。

2点目は、町民目線、現場主義、職員一丸となつての全員野球で、生まれ育った養老町の明日を開くことを仕事における指針としてのモットーが表明されました。

地方自治法では、地方公共団体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定しています。最少の経費で最大の効果とは、経済性、効率性、時代適合性、有効性など費用対効果の追求を徹底する納税者の立場から、税金が有効に使われているかを点検することが求められると考えます。1年間の予算執行を通し、川地町長のモットーも含め、行政評価において公募町民委員を入れた外部評価の実施を提案しますが、見解をお聞かせください。

3点目は、8月31日土曜日の台風10号の災害対応では、町幹部、全職員、消防団、各地区の区長会などの迅速な対応と連携、台風が熱帯低気圧に変わり勢力が弱めたことから、大きな災害に至らず安堵するとともに、今後の災害に備えた町民の防災意識もさらに変化していると考えます。

そこで、職員の方々に提案があります。

それは、町長の町民目線、現場主義に通じることです。

自分の業務と防災をつなげて考える習慣を身につけてほしいことです。例えば、仮設トイレや携帯トイレの数は計算できますが、実際の災害時に、その回収や処理方法も問題になります。仮設トイレのタンクの容量が何リットルで、バキュームカーの何トンクラスが何台必要で、どんなルートでどう回収するのか、そこまで考えないと業務が回る体制にはなりません。一連の流れが具体的に考えられているでしょうか。

最後に、令和5年度における必ず支出しなければならない義務的経費、人件費、扶助費、交際費の割合は43.8%です。義務的経費の割合が増えると他の施策に充当する予算が減り、予算編成の自由度が失われます。これまで包括予算制度、予算の枠配分制度を提案してきましたが、残した予算を次年度以降の予算に加算して使うことができるインセンティブが働きます。持続可能な自治体運営をと願う、この点での町長の所見を求めたいと思います。

また、当町と人口規模や産業構造の似ている市町村は全国に35団体あり、県内では垂井町、大野町、池田町とのことですが、当町と比較してどのような義務的数値割合になっていますか。

また、担当課においては、類似団体別市町村財政指数表による自己診断の有無についてお聞かせください。

以上、申し訳ありませんが、4点での答弁を求めたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 今、4点で御質問いただきました。総括的な質問ですけれども。

1期目になって初めての予算編成の中でのいろんな施策を立てながらやっている中で、の評価なんですけれども、個人的には50%ぐらいかなというふうに思っております。いろんな形でコロナが明けたばかりということと、いろんな形で考え方も変えていかなくてはいけない、コロナ後のアフターコロナを見据えたいろんな地域づくりも必要ですし、その点から言うと、目標に掲げておいたデジタル化するとなると、やっぱり50%ぐらいかなというふうに考えております。

予算の中では、補正予算で専決も含めまして8号補正予算を立てたわけなんですけれども、1号ではコロナの関係のワクチン接種の事業に少し御支援をいただきましたし、御理解をいただきましたし、2号では、養老Payの関係なんかは国の補助金を使った形でできたかなと思います。3号では、子育て世代、物価高騰に対する事業などもできましたし、第2子以降の出産祝い金なども認めていただきました。そういった意味も含めると、物価高騰も含めまして50%ぐらいかなというふうに思っております。

先ほど2点目で言われました外部監査をというような導入ということなんですけれども、これにつきましては内部でいろんな議論をしておりますので、その議論の結果を踏まえながら町としてどういうべき姿がいいのか、当然いつかは導入しなくてはなりませんけれども、いつの時期かということは今内部でいろいろと議論しておりますので、その結果を踏まえまして考えていきたいというふうに思っております。

3点目の台風の御関係でございますけれども、今後やはりよく現場に行くと、今までの基準以外、今回、池田町、大垣市、養老町でも淡水が氾濫があったわけなんですけれども、想定外、想定外という言葉がよく使われますけれども、やはり養老町も平成25年に多芸西部地区でああいった床下浸水等を踏まえまして排水機を直江地区に設置させていただきました。それが平成25年のときの水害をバックボーンとしましてあれを造っておるわけなんですけれども、このように線状降水帯、またこういった大雨が降りますと、内水面の部分で少しいろんな形で見直すべき点があるのかなというふうに考えておりますので、これは流域全体で考えなくてはならない課題かなと思っておりますので、これにつきましては近隣の首長と連携しながら、国のほうにも強く要望しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

ちょっと4点目につきましては、近隣市町の数値等まで私は把握しておりませんので少しここで答弁するということは難しいんですけれども、養老町自体の数値につきましては、先ほど総務部長が補足説明いたしたとおり数値的には問題がない。しかしながら、よくあります不納欠損だとか収入未済額とか、そういったものは本来あるべきものではないというふうに考えておりますので、やはり公平納税の徴収の観点からは、しっかりと職員が一丸となって進めていきたいというふうに考えております。

激甚災害の点につきましては、養老町も国土強靱化計画を策定しておりますので、そ

の見直しを含めまして、今後防災の面で、やはり町民の安心のために尽くしてまいりたいというふうに考えております。

あとはそれぞれ担当部長から、町長の思いを酌んだ決算数値についての答弁を各担当部長のほうからさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、自席にて答弁。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうからお答えします。3つ目の関係も少しお答えしたいと思ひます。

最近、各地区から出前講座のほうで防災訓練をやりたいという御要望がたくさんあり、その中で実際の被害に遭ったことを想定した訓練ということが行われております。その中で簡易トイレを実際に組み立てたり、パーティションとなるテントを組み立てたりということもやっておりますので、そういった広がりを広げながら、実際自分たちが被災者となったときにどうなるかということを考えていただくという機会を多く持っていきたいと思っております。そこら辺も今後啓発していきたいと思っております。

あと、総務部は財政総括しておるとということで、先ほど義務的経費が多くなると財政が硬直するというお話ですが、そこら辺は考えながら繰越金も有効活用してやっていきたいというふうには考えておりますが、今は本当にコロナの関係もありましたし、物価高騰といったこと、あと予測もしないことが起こりますので、そちらへの備えといったところで、どうしてもそこを持っておきたいといったところで、なかなか余剰というものによそへ回せないという、ちょっと守りの財政といいますか、そんなようなこともやっておりますので、そういったことでやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて答弁。

○住民福祉部長（近藤真由美君） ただいまの水谷議員の質問に対しまして、町長の思いを込めてということで答えさせていただきます。

町長の施策の中で、子育て支援ということを重点を置くということを重ね承知して去年もやらせていただきました。予算的には、おむつの自園回収、また子育てのワークショップ、また子育て世帯に1万5,000円配付するなど、財政的、予算的にいろいろつけていただきまして、それをもって担当課と一緒に子育て支援に当たっております。特にワークショップは去年初めてやったことで、今年もやっていくようにしております。

子育て世帯のお母さんの悩みに寄り添った対応をして、子育てしやすいまちを今後とも町長の御意思とともにやっていきたいと思ひます。

また、災害対応のところで議員御指摘のトイレの回収ということで、私も本部に詰めておりまして、こうなったらどうなるんだろうということが、最近災害がなくありがたく思っていた状況で細かいところまでの認識が不足していたということは重ね承知しております。それに伴いまして、今この場合はどうなるんだろうということで、まず私の段階でシミュレーションをしながら、部員、そして各課に指示をしながら、どうしたら

いいかということを手すぐに対応できるようにシミュレーションを重ねていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて答弁。

○産業建設部長（大倉 修君） 産業建設部でございますが、産業建設部、商工の関係とかでいきますと、まず昨年ですとコロナ後ということで、大きく肉まつりを開催したりですとかということで、また観光商工振興ということで開催してまいりました。また、デジタル国家構想交付金を活用して養老P a yの幅広く活用を広げるといような取組もしてまいりましたし、建設課においては道路面の関係につきましては肅々と進めておりますけれども、オンデマンドバスにおいて土曜日運行を開始するなど新たな取組も進めてまいったところでございます。

また、水道課におきましては西部簡易水道の上水道の切替えということもございまして、経営の健全化を目指して公会計への切替えといようなことで進めてまいりまして、今後コロナを明けまして今後の地域振興ということから、大きく財政も気にしながら事業を進めていけたらということを進めているところでございます。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて答弁。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） 教育委員会の令和5年度の決算状況につきましてですが、町長の公約にもございまして、子育て支援の一環ということで未来を担う人づくりということで、昨年度につきましては、子供たちの安心できる環境の中で安心・安全な学校づくりを基盤とするということで、養老小学校のプール管理棟の大規模改修工事であったりとか、高田中学校のバリアフリー化改修工事を主な大規模改修工事として施工いたしました。

また、小・中学校の給食費におきましては町長の公約にもございまして、昨年度につきましては2割の公費負担に加えデザート補助、あと物価高騰に伴って500円の補助金を給食のほうに充てさせていただいたということで、子育て支援の充実にも努めてまいりました。

あと、生涯学習の関係につきましては、こちらはたくさん施設のほうを持っておりますので、順次、昨年度については中央公民館の屋上防水改修工事のほうを主に工事のほうをしてまいりましたが、今後につきましては老朽化等の施設の修繕に伴ってということで、段階的に計画を立ててスケジュール感を持って順次対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 大倉消防長、演台にて答弁。

○消防長（大倉 巧君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

消防といたしまして災害に備えるために、令和5年度は消防ポンプ車の車両整備を行いました。

また、来年度、今年度は消防団の車両も装備し順次災害に備えております。また、救急の装備品についてもコロナに対しての装備品等を順次装備してまいりました。

また、消防団の訓練についてもウイズコロナで訓練は滞っておりましたが、コロナが明けましたので順次訓練を実施し、災害に備えているような状態でございます。消防団の個人装備品についても安全装備という形で順次貸与しております。

また、女性防火クラブの関係でございますけれども、防災・減災の観点からも女性防火クラブについては、役割は地域防災力を高めるためにも必要不可欠であります。岐阜県では、東日本大震災等の発生や南海トラフ地震の発生予測などにより自主防災組織等の存在意義が高まっております。そういったことから、消防といたしましては現場第一主義として、すぐに現場に駆けつけ対応していく所存でございます。

順次、災害に対応する車両の更新等を行いながら、災害に対応していく準備を整えておる次第でございます。以上となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 4番目については、決算特別委員会の中でももう少し詰めていきたいというふうに考えています。

国保の特別会計ですが、平和4年度から国は未就学児の均等割の半額軽減を行っております。71世帯92名が対象でした。令和5年度決算での不用額は3億6,621万8,758円、国民健康保険基金は9億8,898万564円と、決算年度の中の増減額が1億1,897万4,917円の増を見ました。高い国保税への子育て世帯の負担軽減、例えば就学前の半額負担を全額負担にするや年齢の拡充など、検討できるのではないかと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 先ほど言われたように、いろいろな子育て支援の公約というのを掲げておりますので、今そういった御意見をいただいておりますけれども、国保の運営協議会の中でも提示しながら議論させてもらいたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第4、認定第1号から日程第14、認定第11号までの11議案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、認定第1号から日程第14、認定第11号までの11議案については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） それでは、日程第15、選任第6号 決算特別委員会の選任についてを議題とします。

本案は、委員会条例第7条第3項の規定により、議会において選任することになっており、同条第4項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがいまして、決算特別委員会委員には、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君、3番 西脇康君、4番 清水由美子君、6番 岩永義仁君、7番 吉田太郎君、8番 早崎百合子君、10番 松永民夫君、11番 水谷久美子君、以上の9名を指名することといたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員には、ただいまの9名を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開時間は後でお知らせいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をお願いいたします。委員会は4階北委員会室にてお願いいたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（北倉義博君） 休憩を解き、再開いたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、その結果について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 松永民夫君。

○決算特別委員長（松永民夫君） 御無礼をいたします。

ただいまの休憩中に、委員出席の下に決算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、松永民夫が指名推選により、副委員長には早崎百合子委員が指名推選により選任をされました。もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、令和5年度一般会計及び各特別会計並びに事業会計の決算審査を行いたいと思います。

なお、審査に当たりましては、監査委員の意見書も重視しながら、議会が決定した予算が町民のためにどう施策展開され、町民の立場から1年間に実現された主要施策がどんな意味を持っていたのかを総括し、新年度予算の議会につなげていければと願っております。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（北倉義博君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（北倉義博君） それでは、次に、日程第16、議案第40号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第40号 養老町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

このたび、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第259号）により、養老町福祉医療費助成に関する条例第2条において引用元の項番号に項ずれが生ずることから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町福祉医療費助成に関する条例新旧対照表を御覧ください。

第2条第1項第3号ア及び同項第4号アにおいては、児童扶養手当法施行令に規定する支給制限額を引用し、助成対象者の所得制限額を規定しておりますが、引用元施行令の改正による項番号の変更に伴い、第2条第1項第3号ア中の「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に、「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に、また同項第4号ア中の「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改正を行うものであります。

なお、この条例は、令和6年11月1日から施行するものであります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第17、議案第41号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第41号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

このたび、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の公布により、令和6年12月2日以降は被保険者証を新しく交付することができなくなるため、被保険者証について規定している箇所を削除するため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料の養老町国民健康保険条例新旧対照表を御覧ください。

最初に、第5条第2項では、往診料及び歯科訪問診療の給付を受けた際の診療報酬の算定方法について、引用元の項番号に項ずれが生じることから、別表第1第2章第2部第1節の往診料の「項注4」を「項注6」に、別表第2第2章第2部の歯科訪問診療料

の「項注7」を「項注11」へ改正するものです。

次に、第25条では、これまで国民健康保険に加入する被保険者に対し被保険者証を交付しており、被保険者はマイナンバーカードもしくは被保険者証を用いて医療機関に受診しておられますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に基づき、令和6年12月2日から新しく被保険者証を交付することができなくなるため、滞納等により被保険者証の返還を求める際の罰則規定が不要となり、引用元の項番号に項ずれが生じることから、「第9項」から「第5項」へ改正し、被保険者証の返還を求め、これに応じない場合における罰則規定について削除するものです。

施行日については、令和6年12月2日から施行します。

ただし、第5条第2項の改正規定は公布の日から施行し、令和6年6月1日から遡及して適用するものです。

この条例による改正後の養老町国民健康保険条例の規定は、この条例の施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

次の議題に入る前に、教育長 森島恵照君より発言の許可の申請がありましたので、ここで発言を許可いたします。

教育長 森島恵照君。

○教育長（森島恵照君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、退任の挨拶をさ

せていただきます。

私は、令和6年9月30日をもって教育長の職を辞することといたしました。令和2年4月1日より教育長を拝命し、4年と6か月が過ぎます。この間、多くの方にお世話になり、職務の遂行に精いっぱい私なりに努力してまいりましたが、健康不安があり、次の任期中に御迷惑をおかけすることがあってはならないと考え、次の方に託したいと考えました。この間、北倉義博議長様はじめ町議会議員の皆様、川地憲元町長様はじめ町職員の皆様には、様々な視点から御指導、御支援を賜りました。本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

地域住民の皆様や保護者、スポーツや文化振興の各団体の皆様には大変温かく御理解と御協力をいただきました。本当にありがたかったです。

また、校長先生や園長先生など教職員の皆様には、一人一人が輝く教育の実現を目指して、教育活動の充実発展に献身的に御協力、御努力いただきました。本当に感謝しております。

私が教育長になった令和2年ですけれども、新型コロナウイルス感染症がいよいよこれから始まるというときでございました。コロナ禍は本当に生活を一変しました。私たちの生活を本当に苦しいものにしました。命と健康を守ることが第一であると、そういったことが当たり前になっていく中で、子供たちのためにどうしたらよいのかということが一番私の中には引っかかりまして、できないではなくて何かできることはないかと考え、修学旅行や運動会、様々な行事、取組など、学校の先生方や保護者の皆様、地域の皆様と協力していただいて進めてまいりました。保護者や地域の皆様が本当に協力していただいたことにすごくうれしい思いをした覚えがあります。

コロナが5類になって、今、町民の皆様は人と人とのつながりや絆を取り戻し、新たな生活をつくり出そうと歩み出しを始められました。学校の在り方検討委員会では、大人が子供たちの未来を考えて誇りに思うことができる学校や教育環境を残したいと、そういう熱い思いで今検討をしていただいております。全く本当に多くのことを学ばせていただき、その中で皆様の力強さや前向きさに感動することばかりです。本当ありがたい思いをしております。こういった思いを大切に、この後の教育、町の育成が見えてくるといいなというふうに思っています。この思いを結実して、みんなで話し合っただけで決めた養老町の明るい未来を見据えていけるとありがたいなというふうに思っています。

最後になりますが、養老町と養老の教育の充実発展を御祈念申し上げ、お礼の言葉と退任の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（北倉義博君） 次に、日程第18、同意第5号 教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略す

ることとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 上程前に、人事案件でございまして、令和4年9月の副町長の選任同意のときに少し事前に情報が漏れまして、マスコミのほうに事前にリークがされたということです。執行側か議会側か分かりませんでしたけれども、当時の三役の選任同意の中で、そういったことで今後は注意するようという御意見をいただいております。

そういったことから、今回の人事案件につきましては、執行側も一部の者しか分かりませんし、先ほど部課長にも配ったばかりですので、議員各位への御配慮という点では少し欠けていたかもしれませんけれども、御理解をお願いしたいと思います。

それに伴う後ほどの人事案件につきましても、片方を公開して片方を公開しないというわけにはいきませんので、今回は議案のほう、当初お配りした議案の中には名前、住所は記載しておりませんでしたので、御理解をいただきたいというふうに思います。

ただいま上程賜りました同意第5号 教育委員会教育長の任命同意についての説明をさせていただきます。

教育委員会教育長である森島恵照氏の任期が令和6年9月30日をもって満了となり、その後任に前養老町立養老小学校長で町内小・中学校で永年教諭として奉職されておりました早崎京子氏、61歳を教育委員会教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町直江2380番地。氏名、早崎京子。

早崎氏は、昭和61年4月に教諭として各務原市立蘇原中学校に奉職されております。養老町立東部中学校、養老町立高田中学校などを赴任されまして、平成23年、大垣市立西部中学校の教頭に、その後、養老町立高田中学校の教頭、平成28年には大垣市立南中学校の校長になられ、養老町立養北小学校の校長、また養老町立養老小学校の校長として長く御活躍されておりました。令和6年3月に退職されており、現在は養老町の教育に少しでも御指導、御尽力いただくべく養老町教育委員会の総務課にて勤務をしております。

生まれも育ちも地元養老町、教諭生活実に27年を町内の小・中学校で勤務された御経験もあり、お人柄も大変すばらしいと考え、教育委員会教育長として適任であるということで推薦をさせてもらっております。

なお、教育長の任期につきましては、同法第5条の規定により、令和6年10月1日から令和9年9月30日までの3年間となります。

以上で、同意第5号 教育委員会教育長の任命同意についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（北倉義博君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。

今現在、現教育長の下で学校の在り方検討委員会が進められております。今まさに議論の真っ最中で白熱しておるところとお見受けいたしますが、こちらの継続性について少し心配を感じております。この視点において、町長からその推薦というか人事の説明をいただきたいと思います。

○議長（北倉義博君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 岩永議員の御質問にお答えさせていただきます。

学校の在り方検討委員会は、教育長が主となって教育委員会事務局長並びに教育委員会の職員が出ておりまして、当初から今回教育長として推薦しました早崎氏は、ずうっとその委員会にも同席してくれておりまして、流れ等分かっておりますし、私も会議のほうへ出させてもらっておりまして、いろんな形で内容も分かっておるということで、支障はないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（北倉義博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第19、同意第6号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本件は、同意の人事案件につき、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論は省略することとし、採決を行います。

それでは、町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました同意第6号 教育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

教育委員会委員である後藤稔治氏の任期が令和6年10月7日をもって満了となります

が、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により同意を求めるものでございます。

住所、岐阜県養老郡養老町高田176番地1、後藤稔治。

なお、任期につきましては、令和6年10月8日から令和10年10月7日までの4年間となります。以上でございます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（北倉義博君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第20、議案第42号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第42号 令和6年度養老町一般会計補正予算（第4号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,690万2,000円を追加し、予算総額を124億4,567万9,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、障害者地域生活支援事業、障害児通所給付事業、企業誘致推進事業などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、教育委員会事務局長、消防長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 川口総務部長、演台にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に歳出から説明をさせていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、1目一般管理費の秘書事務では、公金などを管理する

金庫が経年劣化により故障したため、その買換え費用として63万8,000円を計上しました。

5目財産管理費の電算及び文書印刷管理費では、ぎふ地域DX推進補助金82万6,000円の計上に伴い、財源更正を行いました。

17目ふるさと応援基金費のふるさと応援基金積立金では、町制施行70周年記念事業に関して700万円の御寄附をいただきましたので、翌年度に寄附者の意向に沿った事業に充当するため、その全額を基金に積み立てます。

次に、16、17ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、3目防災費の災害対策事業では、第2期養老町国土強靱化地域計画の策定に伴い、委託費用として297万円を増額しました。

続いて、歳入について説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款15県支出金、項2県補助金、1目総務費県補助金では、デジタルディバイド対策として実施している移動型スマートフォン教室事業に対して、ぎふ地域DX推進補助金が交付されることとなりましたので82万6,000円を計上しました。

款17寄附金、項1寄附金、1目総務費寄附金では、町制施行70周年記念事業に関して、一般の方2名と企業1社からいただいた寄附金、合計700万円を計上いたしました。

款18繰入金、項1基金繰入金、4目ふるさと応援基金繰入金では、基金繰入金を充当していた事業に清流の国ぎふ観光振興事業費補助金が交付されることとなったため、71万8,000円を減額しました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額6,750万8,000円を増額しました。

最後に、5ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為補正では、養老町国土強靱化地域計画検証及び策定業務666万6,000円を新たに追加するものです。

また、第3表 地方債補正では、養老こども園の改修工事に対して新たに創設されたこども・子育て支援事業債が活用できる見込みとなったため、2,230万円を追加しました。これに伴い、同改修工事に充当する予定であった児童福祉施設整備事業債1,050万円及び学校教育施設等整備事業債120万円については廃止いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 近藤住民福祉部長、演台にて補足説明。

○住民福祉部長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

12、13ページを御覧ください。

款2 総務費、項3 戸籍住民基本台帳費、1目 戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム整備事業では、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能整備のシステム改修費として117万7,000円を増額しました。

次に、款3 民生費、項1 社会福祉費、1目 社会福祉総務費の障害者自立支援給付事業では、令和5年度実績報告に伴い生じた障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金及び岐阜県障害者自立支援給付費等負担金の返還金として94万6,000円を増額いたしました。

障害者地域生活支援事業では、令和6年度岐阜県障害者福祉関係施設等整備費補助金の内示を受け、養老町障害者共同生活援助施設整備費補助金として1,084万2,000円を計上いたしました。

介護保険事業特別会計繰出金では、給付費の増額に伴い、介護給付費町負担分として18万6,000円を増額いたしました。

また、3目 福祉医療費の福祉医療事務事業では、令和5年度実績報告に伴い生じた各福祉医療費助成事業補助金の返還金として1,010万6,000円を増額いたしました。

次に、項2 児童福祉費、1目 児童福祉総務費の児童手当事務事業では、児童手当制度改正に伴うシステム改修について、修正項目の追加が生じたことから委託料として61万6,000円、認定処理など事務量の増加が見込まれることから職員手当等として20万円、令和5年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金32万2,000円。公立認定こども園等維持管理事業では、養老こども園電気設備更新・調理室空調新設工事について、工事監理業務の委託料として92万円、工事請負費について高圧ケーブル老朽化による追加工事が生じたこと、また機器類の物価高騰により904万3,000円。子ども家庭総合支援拠点事業では、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金の令和5年度の実績報告に伴い生じた返還金49万2,000円。障害児通所給付事業では、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用増により、扶助費5,484万6,000円、令和5年度実績報告に伴い生じた障害児入所給付費等国庫負担金及び県負担金の返還金314万4,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、子ども・子育て支援事業では、子ども・子育て支援交付金の令和5年度の実績報告に伴い生じた返還金3万3,000円、保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（安全対策事業））の令和5年度の実績報告に伴い生じた返還金6万7,000円。子育て世帯生活支援特別給付金事業では、令和3年度の事業実績報告の訂正及び令和5年度の実績報告に伴い生じた返還金53万5,000円。子育て世帯臨時特別給付金給付事業では、令和3年度及び令和4年度の実績報告の訂正に伴い生じた返還金21万5,000円を計上いたしました。

2目 児童措置費の私立保育所等運営事業では、子どものための教育・保育給付交付金国庫交付金・県費負担金の令和5年度実績報告に伴い生じた返還金127万3,000円、施設

等利用給付事業では、子育てのための施設等利用給付交付金の令和5年度国庫交付金及び県費負担金の実績報告に伴い生じた返還金14万円を増額いたしました。

次に、14、15ページを御覧ください。

款4衛生費、項1保健衛生費、1目保健衛生総務費の母子保健事業では、養育医療費の増額見込みにより扶助費41万5,000円と、令和5年度実績報告に伴い生じた未熟児養育医療費国庫負担金及び県負担金の返還金30万3,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、2目予防費、予防接種事業では、令和5年度実績報告に伴い生じた感染症予防事業費等国庫補助金の返還金として5万8,000円を増額するとともに、新型コロナワクチン接種助成金が基金管理団体からの助成になる旨の通知により財源更正をいたしました。

健康増進事業では、令和5年度実績報告に伴い生じた感染症予防事業費等国庫補助金の返還金として4,000円を増額いたしました。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業では、各実績報告に伴い生じた令和4年度及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、令和4年度及び令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還金、合わせて1,289万6,000円を計上いたしました。

項2清掃費、1目塵芥処理費の粗大ごみ収集事業費では、粗大ごみの一時保管場所であるテント倉庫の修繕費として162万5,000円を増額しました。

次に、歳入について説明させていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、1目民生費国庫負担金の児童福祉費負担金で、障害児通所給付費負担金として2,742万2,000円を増額いたしました。

また、2目衛生費国庫負担金の保健衛生費負担金で、母子保健衛生費負担金として20万7,000円を増額いたしました。

項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金、総務管理費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として117万7,000円を増額しました。

2目民生費国庫補助金、児童福祉費補助金では、子ども・子育て支援交付金として子ども・子育て支援事業費補助金、児童手当制度改正実施円滑化事業分97万8,000円、3目衛生費国庫補助金では、基金管理団体からの助成になる旨の通知により、新型コロナワクチン接種助成金3,251万1,000円を減額し、10、11ページの款20諸収入、項4雑入、2目雑入に新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金として同額計上いたしました。

8、9ページにお戻りください。

款15県支出金、項1県負担金、1目民生費県負担金の児童福祉費負担金で、障害児通所給付費負担金として1,371万1,000円を、2目衛生費負担金の保健衛生費負担金では、

母子保健衛生費負担金として10万3,000円を増額いたしました。

次に、10、11ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、1目過年度収入の過年度収入で、令和5年度障害者医療費国庫負担金の額確定に伴い45万9,000円、令和5年度子どものための施設等利用給付交付金県費負担金として2,000円を計上いたしました。

2目雑入では、令和3年度及び令和4年度子育て世帯臨時特別給付金返還金31万5,000円、令和5年度後期高齢者療養給付費負担金精算金3,075万5,000円、令和5年度後期高齢者保健事業費負担金精算金51万円を計上いたしました。

款21町債、項1町債、2目民生債では、こども・子育て支援事業債の創設に伴い、児童福祉施設整備事業債1,050万円、学校教育施設等整備事業債120万円を減額し、こども・子育て支援事業債2,230万円を計上いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉産業建設部長、演台にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

12、13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、5目財産管理費の公用車管理費では、職員の安全運転の意識向上、事故等における円滑な処理を目的として、公用車50台にドライブレコーダーを設置するため、備品購入費を338万3,000円増額いたしました。

次に、14、15ページに移りまして、款6農林水産業費、項1農業費、4目畜産業費の酪農振興対策支援事業では、県の効率的乳用後継牛確保対策支援事業を活用し、酪農家が雌雄判別技術を用いて効率的に後継牛を確保できるよう費用の一部を支援するため、負担金補助及び交付金を15万円増額いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、1目商工総務費の職員管理費及び3目観光費のふるさと養老観光宣伝費では、町制施行70周年の記念の節目として、本町の特産品や物産品のほか養老の滝や養老公園等の観光資源のPRを首都圏で行うため、職員管理費の旅費を18万3,000円増額するとともに、ふるさと養老観光宣伝費でも旅費18万3,000円と委託料325万5,000円の計343万8,000円をそれぞれ増額いたしました。

また、2目商工業振興費の企業誘致推進事業費では、企業誘致を目的とした用地整備の手法や整備順序等について検討するに当たり、まちづくり基本構想の作成及び実現方策の検討を行うための調査を実施するため、委託料を1,740万4,000円増額いたしました。

また、3目観光費の観光事業振興費では、養老公園観光拠点整備プロジェクトで県の清流の国ぎふ観光振興事業費補助金を受けることとなったことから、148万5,000円を財源更正いたしました。

次に、款8土木費、項4都市計画費、1目都市計画総務費の建築物等耐震化促進事業では、本年1月1日に発生した能登半島地震を受けて、防災意識が高まり問合せも増加していることから、木造住宅耐震診断委託料28万4,000円を増額いたしました。

また、養老町老朽化危険空家除去事業におきましても同様に、老朽化危険空家除却事業補助金180万円を増額いたしました。

次に、項5住宅費、1目住宅管理費の町営・改良住宅補修費では、改良住宅等における西部簡易水道から上水道への切替えに伴う工事において、当初に見込んでいた予算額では不足することが判明したため、工事請負費765万円を増額いたしました。

また、改良住宅譲渡推進事業では、当初を上回る譲渡申請が見込まれることから、印紙代として役務費3,000円と不動産鑑定業務及び登記業務の委託料189万3,000円の計189万6,000円を増額いたしました。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、4目土木費国庫補助金では、木造住宅耐震診断事業補助金14万1,000円を増額いたしました。

次に、款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、酪農振興対策支援事業補助金7万5,000円を増額いたしました。

また、その下の5目商工費県補助金では、清流の国ぎふ観光振興事業費補助金148万5,000円を新たに計上するとともに、6目土木費県補助金では、建築物等耐震化促進事業補助金97万円を増額いたしました。

最後に、款16財産収入、項2財産売払収入、1目不動産売払収入では、改良住宅の譲渡見込件数の増加分272万4,000円を増額いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 中島教育委員会事務局長、演台にて補足説明。

○教育委員会事務局長（中島恵美君） それでは、私のほうから教育委員会関係の補足説明をさせていただきます。

歳出のみでございます。

16、17ページを御覧ください。

款10教育費、項2小学校費、1目学校管理費の小学校校舎等施設整備事業では、現在、笠郷小学校に設置されている校舎内のトイレの一部を和式トイレから洋式トイレに改修するため、トイレ改修工事費として392万7,000円を増額いたしました。

次に、項3中学校費、1目学校管理費の中学校校舎等施設整備事業では、高田中学校屋内運動場において、体育活動や部活動等による生徒の熱中症予防を図るとともに、避難所としての機能を有する当施設の環境の向上を図ることを目的とし、屋内運動場の空調設備の整備を予定しております。空調設備の整備に伴い、このたび断熱性の有無につ

いての調査委託をするため、高田中学校屋内運動場断熱性能調査業務委託料として302万5,000円を増額いたしました。

また、項5保健体育費、1目保健体育総務費の社会体育施設維持管理費では、東部町民体育館において、先ほどの高田中学校屋内運動場と同様に、空調設備の整備のための断熱性の有無についての調査委託をするため、東部町民体育館断熱性能調査業務委託料として275万円を増額いたしました。

以上で教育委員会関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 大倉消防長、演台にて補足説明。

○消防長（大倉 巧君） それでは、私のほうから消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出から御説明いたします。

16、17ページを御覧ください。

款9消防費、項1消防費、2目非常備消防費の非常備機械器具購入事業で財源更正を行いました。

次に、歳入を説明いたします。

10ページ、11ページを御覧ください。

款20諸収入、項4雑入、2目雑入に令和6年6月24日付で消防団員等公務災害補償等共済基金から決定通知のあった消防団員安全装備品整備等助成金として65万2,000円を計上いたしました。

以上で消防本部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第21、議案第43号 令和6年度養老町国民健康保険特

別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第43号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,004万2,000円を追加し、予算総額を32億6,425万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、令和5年度保険給付費等の事業実績に伴う交付金の返還によるものでございます。

詳細につきましては、住民環境課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 伊藤住民環境課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部住民環境課長（伊藤めぐみ君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。

8、9ページを御覧ください。

款1総務費、項1総務管理費、1目一般管理費では、国民健康保険被保険者証廃止に伴う資格確認書印刷費用として27万3,000円を増額いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、3目償還金では、令和5年度の保険給付費の実績により、過年度分補助金返還金として2,976万9,000円を増額いたしました。

続いて、歳入について説明させていただきます。

6、7ページを御覧ください。

款7繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源調整として3,004万2,000円を増額いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君） 次に、日程第22、議案第44号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第44号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ148万9,000円を追加し、予算総額を29億9,198万9,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、保険給付費の予防サービス給付費の増加により所要額を計上するものでございます。

詳細につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（北倉義博君） 藤田健康福祉課長、演台にて補足説明。

○住民福祉部健康福祉課長（藤田勝彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

8、9ページを御覧ください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス給付費、2目地域密着型介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費負担金において、介護要支援者のサービス利用の増加により136万3,000円を増額いたしました。

次に、項6特定入所者介護サービス費、2目特定入所者介護予防サービス費、特定入所者介護予防サービス費負担金においても、介護要支援者のサービス利用の増加により12万6,000円を増額しました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6、7ページを御覧ください。

まず、款3国庫支出金、項1国庫負担金、1目介護給付費負担金では、給付費の増額に伴い29万2,000円を増額しました。

項2国庫補助金、1目調整交付金におきましても、同様の給付費の増額により7万4,000円を増額しました。

次に、款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、1目介護給付費交付金におきまし

ても、給付費の増額により40万2,000円を増額しました。

次に、款5 県支出金、項1 県負担金、1 目介護給付費負担金におきましても、給付費の増額により19万2,000円を増額しました。

次に、款7 繰入金、項1 他会計繰入金、1 目介護給付費繰入金においても18万6,000円を増額しました。

最後に、款8 繰越金、項1 繰越金、1 目繰越金では、財源調整として34万3,000円を充てるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（北倉義博君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である決算特別委員会は9月11日水曜日及び12日木曜日の2日間とし、両日とも午前9時30分から、総務民生委員会は9月9日月曜日の午前9時30分から、予算特別委員会は同日の午後1時30分からそれぞれ開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（北倉義博君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読、委員会審査のため、明日9月6日から9月18日までの13日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（北倉義博君） 異議なしと認めます。

よって、明日9月6日から9月18日までの13日間は休会することに決定いたしました。

○議長（北倉義博君）　これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会２日目は９月19日木曜日午前９時30分より会議を開きます。

本日は、これもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間　午前11時58分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年9月5日

議 長 北 倉 義 博

議 員 松 永 民 夫

議 員 水 谷 久 美 子